

下請代金の支払い手順などのガイドラインを改訂

国土交通省は、建設企業が遵守すべき元請人と下請人の取引のルールとして策定した「建設業法令遵守ガイドライン-元請人と下請人の関係に係る留意点-」について、下請代金の支払い手段に係る項目の追加や違反行為事例を充実させるなどの改訂を行った。

このガイドラインは平成19年に策定。

これほど、政府における取引条件の改善の動きを踏まえ、昨年6月1日に施行された建設業法施行令の改正内容を反映させるなどの改訂を加えた。

改訂の概要は、

① 下請代金の支払い手順について

1. 下請代金はできる限り現金払い。
2. 手形等による場合は割引料を下請事業者に負担させることがないよう代金の額を十分協議。
3. 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力。

以上の3項目を追加。

② 違反行為事例の充実。立入検査で多くみられる事例を追加。

③ 関係法令の改正への対応。

昨年6月に施行となった建設業法施行令の改正内容を反映させるため帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。

東京室内装飾新聞(第609号)より引用